別表第３の２（第20条関係）

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るもののうち労災保険法第33条第６号又は第７号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るもののうち労災保険法第33条第６号又は第７号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。）を加えた額と一般保険料の額（労災保険率（その率が法第12条第３項（法第12条の２の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額に限る。）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第１種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の２の第１種調整率を乗じて得た額との割合	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合
（略）	（略）

別表第３の３（第20条の６関係）

労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表

当該事業（建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。）についての労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るもののうち労災保険法第33条第６号又は第７号に掲げる事業により当該業務災害が生じた場合の額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合

別表第３の２（第20条関係）

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）を加えた額と一般保険料の額（労災保険率（その率が法第12条第３項（法第12条の２の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額に限る。）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第１種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の２の第１種調整率を乗じて得た額との割合	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合
（略）	（略）

別表第３の３（第20条の６関係）

労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表

当該事業（建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。）についての労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の６第１項第２号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の２の表の第４欄に掲げる者に係るもの及び第３種特別加入者に係るものの額を除く。）を加えた額と一般保険料の額（労災保険率（その率が法第	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合